

資料 7

国立大学法人評価委員会
総会（第65回）R2.12.23

指定国立大学法人の年度評価にあたって特に留意する観点等について

指定国立大学法人部会決定

令和元年8月23日

指定国立大学法人制度は、我が国の大学における教育研究水準の著しい向上とイノベーション創出を図るため、文部科学大臣が国立大学法人として世界最高水準の教育研究活動の展開が相当程度見込まれるとして指定するもの。

指定国立大学法人には、国内の競争環境の枠組みから出て、国際的な競争環境の中で、世界の有力大学と伍していくことを求められ、社会や経済の発展に貢献する取り組みの具体的な成果を積極的に発信し、国立大学改革の推進役としての役割を果たすことが期待されている。

このことを踏まえ、指定国立大学法人の年度評価にあたっては、上記制度の趣旨及び「指定国立大学法人の第3期中期目標期間における各年度終了時の評価に係る実施要領」（平成31年3月22日国立大学法人評価委員会決定）を踏まえつつ、部会として、以下の点に特に留意して評価を実施することとしてはどうか。

令和元年度評価対象：東北大学、東京大学、京都大学、東京工業大学、名古屋大学、大阪大学

※一橋大学については令和2年事業年度の評価から実施。

<評価の観点について>

- 年度計画及び実績報告書において、重要な取り組みについて、各国立大学法人が国際ベンチマークとしている指標や海外有力大学の目標・取組との比較がなされているか。
- 各指定国立大学法人の優れた取組の具体的な成果について、社会に広く積極的に発信するような方策が講じられているか。

<評価結果について>

- 本評価を通じて更なる水準の向上に向けた改善を促す観点から、特に優れた取組について、その取組が順調または計画を上回る形で推移していると考えられる場合は、「全体評価」において積極的に評価してはどうか。

<評価の実施について>

- 指定国立大学法人は世界最高水準の教育研究の積極的な展開に注力することが求められることに加え、「経済財政運営と改革の基本方針2019」（令和元年6月21日閣議決定）等を踏まえ、簡素化に配慮されたものとなるよう留意する。